

① 区内複数箇所で擁壁崩落が発生(2026.9.22 撮影)



質問時使用パネル

がけ・擁壁の崩落を防ぎ 区民の命と暮らしを守る

がけ・擁壁改修工事支援事業の利用促進を!

近年、台風や線状降水帯などによる大雨が相次ぎ、区内でも **がけや擁壁の崩落** による被害が発生。
家屋の損傷やライフラインへの影響が生じ 住民が避難する事態に。

区内複数箇所で擁壁が相次いで **崩落!**

アドバイザー派遣と改修工事費用助成の実績(港区)

年度	アドバイザー派遣	改修工事費用助成
令和5年度	8件	2件
令和6年度	21件	3件
令和7年度	16件	2件

アドバイザー派遣は多いのに、助成はわずか。なぜ改修につながらないのか?

質問

- アドバイザー派遣から改修工事費用助成に至らない主な理由をどのように分析しているのか?
- 区民が必要な改修を実施できるよう、助成率や上限額を引き上げるなど、制度をさらに利用しやすくすべき!

現在の助成制度

改修工事費用の **3分の2** (上限1,200万円)
土砂災害(特別)警戒区域内 上限 **5,000万円**

早期の相談・改修につながる支援の充実を!

② がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣、がけ・擁壁改修工事費用助成

(2) がけ・擁壁の改修工事に関する支援について

がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣

がけ・擁壁の改修を検討している所有者に対し、専門知識を有するアドバイザーを派遣し、がけ・擁壁の状態を目視により調査するなど、新設や築造替えに向けた技術的な課題等のアドバイスをを行います。

対象者 個人、マンション管理組合、中小企業、社会福祉法人、学校法人、宗教法人等の法人（大企業・不動産業等を除く。）

対象物 区内にある高さ2メートルを超えるがけ・擁壁

派遣費用 無料

派遣内容 上限回数 1年度あたり3回

派遣時間 1回あたり2時間程度

派遣者 一級建築士を有する技術者2名

がけ・擁壁改修工事費用助成

がけ・擁壁を所有する方の改修工事に必要な費用の一部助成を行います。

対象者 個人、マンション管理組合、中小企業、社会福祉法人、学校法人、宗教法人等の法人（大企業・不動産業等を除く。）

対象工事 高さ2メートルを超える擁壁の新設工事（既存擁壁の築造替えも含む）で、建築確認または開発許可を受け、検査済証を発行されるもの

助成費用 改修工事費の3分の2以内かつ、一般区域は1,200万円、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は5,000万円を限度額とします。

